福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画東比恵駅周辺地区地区計画を次のように変更する。

名	称	東比恵駅周辺地区地区計画
位	置	福岡市博多区東比恵一丁目、東比恵二丁目、東比恵三丁目及び東比恵四丁目の各一部
面	積	約 5. 1 h a
区域の整備・開発及び	地区計画の目標	当地区は、九州の陸と空の玄関口であるJR博多駅と福岡空港の中間に位置する地下鉄1号線東比恵駅を中心として、「国道3号線」(幅員27m)にも面した交通の要衝である。都心部から福岡空港への導入口としての立地特性を持つ当地区は、都心機能及び空港ターミナル機能を補完する、商業業務を主体とした機能の集積が見込まれている。このため、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、適正な商業・業務機能の充実を図ると共に、活気のある都市空間の形成・誘導を行い、周辺の工業機能との調和のとれた良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。
保全の方針	土地利用の方針 ・ 建築物等の 整備の方針	J R 博多駅及び福岡空港との相互の結節機能や、地区中心部に地下鉄駅を有する立地特性を生かし、商業・業務施設の集積を図る。 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、狭小敷地の共同化を促進する。

建築物等の	建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。
用途の制限	1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
י	第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物
s	
建築物の	敷地面積が200m未満の建築物にあっては、10分の20
延べ面積の	とする。
敷地面積に	
対する割合	
の最高限度	
Į	
	用途の制限 対象を ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年 法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

